明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務六）　一
○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務・経済産業四）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務五六七）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一六九五～一七一二）　五
○保安林の指定を解除する件（同一七一三～一七一六）　六
○保安施設地区の指定をする件（同一七一七）　七
○中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件（経済産業三三八）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二六八）　九
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛二一一、二一二）　一〇
○海上における射撃訓練を実施する件（同二一三～二一五）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局三三七）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局一六〇～一六二）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局一八一、一八二）　一〇
○道路に関する件（中国地方整備局一〇〇、一〇一）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局一三二、一三三）　一〇

〔国会事項〕

内閣　内閣府　財務省　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　最高裁判所　一〇

〔官庁報告〕

労働　争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示四、鹿児島同四）　一〇

〔公告〕

諸事項　官庁　犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分関係　一〇
裁判所　相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
地方公共団体　教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他　一〇

告示

○金融庁・財務省告示第六号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月金融庁・法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月四日

金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　藤井　裕久

「ビーエヌワイ　メロン　アセット　サービシング　ビー・ブイ　オランダ王国　アムステルダム市　百三十七
三　「フォルティス　バンク　（ネダーランド）　エヌヴィー　及び　オランダ王国　ロッテルダム市　ブラーク　五百五十五
」
を削り、イーエフジー　バンク　アーゲー　ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　ウルメンストラッセ　三十
」
エスイービー　アーゲー
を次のように改める。

○総務省・経済産業省告示第四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月四日

総務大臣　原口　一博
経済産業大臣　直嶋　正行

第二号ロ(2)中「市道臨港一号線」を「中央北ふ頭東幹線」に、「市道臨港二号線」を「中央南埠頭幹線」に改め、第三号中「から百七十三番地の三まで」を「、百七十三番地の二」に、「百七十九番地の九」を「百七十九番地の八」に、「及び百八十三番地の二」を「、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地」に、「百六十三番地」を「百六十二番地の四、百六十三番地」に、「及び百六十六番地の二」を「、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地」に、「及び百六十七番地の一」を「、五百十番地及び五百十九番地」に改め、「二十二番地の八」の下に「のうち一般国道三十七号線より南側」を、「三十八番地の五」の下に「、三十九番地の二」を加え、「、七十二番地の五」を「から七十二番地の七まで」に、「及び三百二番地の三」を「、三百二番地の三及び当該区域に介在する国有無番地」に改め、「二番地の十、四番地の一」の下に「、四番地の二」を、「七十三番地の五」の下に「、百八番地の一」を加え、第十三号ロ中「十六番地まで」を「十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三」に改め、「、三千六百七十一番地六」、「、六千二百二十五番地八百六」及び「、五千五百九十番地九、五千五百九十八番地一、五千五百九十九番地一、五千五百九十九番地七及び五千六百番地五」を削り、「一番地から二十番地まで」を「一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地、十四番地一から十四番地六まで、十五番地、十六番地一から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十五まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地」に改め、第三十九号イ(1)を次のように改める。

(1)　堺区築港八幡町（松屋大和川通り、緑町、三宝町、塩浜町に隣接する道路及び百五十九番一から百五十九番十四までを除く。）の区域